

## 再生可能エネルギー導入可能性調査（小水力発電）事業業務プロポーザル募集要項

### 1 趣旨

県内への小水力電力の導入を促進するためには、中小河川、農業用水路はもとより、上下水道施設や温泉施設といった新たなフィールドへの導入可能性を検証する必要があります。

そこで、全県を対象とした導入可能性調査（賦存量調査）を実施することとともに、より詳細なデータの取得や課題等を明らかにするため、モデル性の高い箇所において実証調査を実施します。

なお、当該調査等業務は専門性が高いものであることを考慮し、一部を調査研究機関へ委託することとし、委託選定にあたって、仕様書に表すことのできない付加価値や真価を判断する必要があるため、公募型プロポーザル（企画提案）方式を採用します。

この募集要項は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

### 2 委託する業務の内容

本業務の仕様書（案）は別添のとおりです。（仕様書の委託業務内容は現時点での予定です。今後、打ち合わせの中で変更する可能性がありますのでご了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます。）

### 3 委託予算額

本業務予算額の上限は 14,979,521 円（税込）です。

### 4 委託契約書

本業務の契約書（案）は別添のとおりです。

### 5 委託契約期間

委託契約締結日から平成 23 年 2 月 28 日までとします。

### 6 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない）であり、以下の(1)から(12)までの条件を満たす法人であることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県総務部長から、「管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領」に基づく、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人及び団体でないこと。
- (6) 役員に次のア又はイのいずれかに該当するものでないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなかった日から2年を経過しない者
- (7) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者（同法の規定に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、長野県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）でないこと参加申込書受付を開始する日以降に、国・その他地方公共団体・長野県において工事請負等契約に関わる指名停止の措置を受けている期間がないこと。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき再生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。以下同じ）がなされている者（同法の規定に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、長野県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）
- (8) 小水力発電に関する知見を有し、過去に同様の事業を実施した経験があること。
- (9) 実証調査にあたっては、発電設備の維持・管理（メンテナンス）を行うことができること。
- (10) 実証調査の中間報告及び実績報告を、長野県小水力活用検討会で説明することができること。
- (11) 業務内容についての守秘義務が遵守できること。

## 7 プロポーザル手続き

### (1) 募集要項等の入手方法

参加申込書等については、次のいずれかの方法で入手してください。

ア 長野県ホームページ「環境政策課ページ」からダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.jp/kankyo/kansei/ondan/microhydroelectricity/index.htm>

イ 長野県環境部環境政策課（県庁6階）にて配布します。

ウ 郵送を希望する場合は、12に記載する問い合わせ先にご連絡ください。

## (2) 質問

当調査業務に係る質問については、質問書（要綱様式第1号）にて7月6日（火）17時までで受け付けます。回答については、原則、7月8日（木）事業説明会において行います。

## (3) 現地調査について

各社合同の現地調査日は設けませんので、現地調査を希望する場合は、事前に希望日時を12に記載する問い合わせ先までご連絡ください。

## (4) プロポーザルに係るスケジュール等

プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書（要項様式第2号）に必要事項を記入し、郵送またはFAXにより提出してください。また、プロポーザル参加申込者に対して、下記により説明会を開催します。説明会を欠席した場合には、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

### ア 参加申込書提出期限

平成22年7月7日（水）17時必着

### イ 参加申込書提出場所

長野県環境部 環境政策課 温暖化防止係（連絡先は、12を参照）

### ウ 事業説明会の開催

開催日時：平成22年7月8日（木） 13:30～14:30

場所：長野県庁議会棟 403号会議室

費用：説明会参加のための交通費等の諸費用は、参加者の負担になります。

## (5) 提案書等の受付

### ア 受付期間

平成22年7月9日（金）～7月13日（火）17時必着

### イ 提出方法

8（2）で定める提出書類等を持参又は郵送により提出してください。

### ウ 送付先・受付場所

長野県 環境部 環境政策課 温暖化防止係（連絡先は、12を参照）

## (6) 審査会（プレゼンテーション）

平成22年7月16日（金）予定

## (7) 契約候補者の選定、結果通知

プロポーザル審査会による契約候補者の選定後、速やかに参加者へ通知

## 8 プレゼンテーションについて

### (1) 留意事項

- ・Microsoft Powerpoint 等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライドを印刷した資料を、プロポーザル審査会当日までに9部提出してください。また、パソコン等必要な機器は、参加者で用意してください。
- ・プレゼンして頂く時間は40分、質疑応答10分を予定しています。（参加者数により変更することがあります）
- ・プレゼン内容については、10（1）の審査上の観点を踏まえた内容としてください。

## (2) 提出書類等

- ・提出頂く次の書類（各9部（原本1部、コピー8部））は審査員へ配布します。
  - ア プロポーザル提案書（A4サイズの任意様式（A3折りたたみ可）、要項様式第3号を添付）
  - イ 会社概要又は会社概要パンフレット等（企業の場合のみ：写し可）  
過去に実施した同様の調査の実績とそのスタッフ
  - ウ 経費見積書（委託業務に係る概算経費を見積もって下さい。）（要領様式第4号参考）
  - エ 委託業務に携わる者の体制及び作業スケジュール（任意様式）
    - ・導入可能性調査の実施方法
    - ・実証調査（野沢温泉村：下水道処理施設内のまくね川）の実施方法
    - ・実証調査（栄村：北野天満温泉横の湧水）の実施方法
    - ・実証調査（木曾町：木曾福島駅付近の万郡沢）の実施方法
    - ・報告書作成方法
  - オ 直近の決算書（2期分）

## 9 プロポーザル参加に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合
- オ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

### (2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

### (3) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（誤字・脱字等の軽微なものを除く）なお、提案内容に関して、採用の有無にかかわらず、提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

### (4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

### (5) 費用負担

プロポーザル参加に要する経費等は、参加者の負担とします。

### (6) その他

参加者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって、公募要項等の記載内容に同意したものとします。

## 10 契約候補者（受託者）の選定方法等

- (1) ご提案いただいた中から、総合的に最も優れた提案を行っていただいた方の選定は、事業委託契約候補者選考委員会が行います。審査は提出された提案書等に対して仕様書の方針を前提として、以下の観点で行います。
  - ア 本事業（各調査）を確実にかつ効果的に遂行できる提案となっているか。
  - イ 本事業を遂行できる組織体制を有しているか。
  - ウ 見積内容、積算根拠が適切か。
- (2) 審査は2段階に分けて行います。一次審査（書類審査）で一定数の者を選定し、その中から二次審査（プレゼンテーション審査）で委託候補者の1者を選定します。なお、プロポーザル参加者が一定数を超えない場合は、一次審査を行いません。
- (3) 二次審査の日時は、一次審査の通過者に対して別途ご連絡します。
- (4) 審査結果の通知及び公表  
審査結果は、二次審査による契約候補者の選定後、速やかに参加者に文書で通知します。

## 11 契約の事務手続き等

- (1) 契約の締結
  - ア 県と契約候補者は委託業務に係る仕様書を協議し、確定させたくて委託契約を締結します。

仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議することとなります。
  - イ 契約の際には、地方自治法施行令第167条の16及び財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第142条の規定により、原則として契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付していただきます。
- (2) 委託料の支払い  
委託料の支払いは、原則として、業務報告書の提出に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受理した日から30日以内に受託者に対して支払います。

なお、委託業務によって発生した収入があるときは、委託者は受託者に対して、返還を命ずることがあります。
- (3) 業務実施状況の報告  
受託者は、契約書で定める日までに、業務報告書を県へ提出をしてください。
- (4) 業務の一括委託の禁止  
受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。また、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が認めた場合に限り、第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (5) 個人情報の取扱い  
受託者が業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、長野県個人情報保護条例（平成

3年長野県条例第2号)及び長野県個人情報保護条例施行規則(平成3年規則第19号)の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に努めてください。

個人情報の漏えい等の行為には、長野県個人情報保護条例の規定に基づく罰則が適用される場合があります。

(6) 情報公開

受託者が、業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で受託者が管理しているもの公開については、長野県情報公開条例(平成12年条例第37条)及び長野県情報公開条例施行規則(平成13年規則第6号)の規定に基づく取り扱いとなります。

(7) 文書の管理・保存

受託者が、業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、長野県文書規程(昭和44年訓令第2号)の規定に準じて、適正に管理、保存することとします。また、業務終了時には、県の指示に従って、県に引き渡してください。

(8) 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。委託業務期間終了後も同様とします。

(9) 業務が困難となった場合の措置について

ア 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

## 12 提案書等の提出先、本件についてのお問い合わせ先

長野県 環境部環境政策課 温暖化防止係 (担当) 小林真人、中島太一

〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 (県庁6階)

電話 026-235-7022 (直通) FAX 026-235-7491

Eメールアドレス ontai@pref.nagano.lg.jp